



福岡労安発0405第2号
令和5年4月5日

県内主要経済団体・事業主団体の長 殿



福岡労働局職業安定部長



企業等における公正な採用選考の実施等の要請について

職業安定行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、憲法において保障されている国民の職業選択の自由、すなわち就職の機会均等を確保し雇用の促進を図るためには、雇用主の皆様方が同和問題などの人権問題に対する正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要であることから、福岡労働局におきましては貴殿をはじめ関係各方面に対し、その実現に向けた取組をお願いしているところです。

しかしながら、依然として採用選考時において、応募者の適性と能力に基づかない質問や身元調査などの就職差別につながるおそれのある事象も見受けられます。

このことから、企業等における公正な採用選考システムの確立が図られるよう、厚生労働省職業安定局長から別添1のとおり439の主要経済・業種別団体の代表者に対し、傘下各企業等に対する周知・啓発の徹底についての要請が行われたところです。

つきましては、この要請の趣旨を十分に御理解いただき、貴殿をはじめ傘下の各企業等において、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が実施されますよう特段の御配意をお願いいたします。

【担当】

福岡労働局職業安定部職業対策課

雇用指導開発係

TEL 092-434-9806

令和 5 年 3 月 31 日

(別紙の経済・業種別団体名) 代表者 殿

企業等における公正な採用選考の実現に向けて（要請）

時下ますます御清様のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、応募者の基本的人権を尊重し、広く応募者に門戸を開くとともに、適性・能力に基づいた採用選考を行う公正な採用選考システムの確立が図られるよう周知・啓発を行っています。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上に差別的な書き込みが行われるなどの状況変化が生じていることを踏まえ、平成 28 年 12 月に成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」の着実な施行により、国として部落差別を解消するための教育・啓発等の取組みを進めているところです。

公正な採用選考システムの確立に向けては、企業に対する周知・啓発に取り組んでいますが、その一方、採用担当者のみならず企業トップクラスにおいても、面接等で「本籍・出生地」や「家族」に関するなどを聞くなど、就職差別につながるおそれのある不適切な事象も依然として発生している現状にあります。

近年、我が国を含め世界が大きな変化に直面する中で、いかに新しい時代に対して柔軟な対応ができるかが大きな課題となっています。つまり、社会の変化を取り入れ、多様化した価値観を尊重することができるかが求められているということです。

この変化は企業に対しても例外ではなく、企業が多様性を受け入れ、多様な人材を活躍させることができるかが注目される時代になっています。そのような中、仮に、採用選考の場面で応募者の人権を軽視するような言動が明らかになれば、人材確保に支障を来すばかりか、社会的な批判からステークホルダーの信頼を損ない、企業価値を低下させることにもつながりかねません。

貴団体におかれましては、こうした公正採用選考の趣旨を改めてご理解いただき、「公正採用選考人権啓発推進員」の適切な配置、推進員や企業トップクラスに対して労働局、ハローワークが行う研修会への積極的な参加、各企業内での周知により各企業における公正な採用選考が実現されるよう、上記のとおり、貴団体傘下・会員企業に対し周知・啓発の御協力をお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

田 中 誠 二